

平成 20 年 10 月 30 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による  
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、(株)日本証券クリアリング機構における清算受託契約の解約に係る予告期間の短縮に伴う本所における制度整備を行います。概要は次のとおりです。

「(株)日本証券クリアリング機構における清算受託契約の解約に係る予告期間の短縮に伴う本所における制度整備について」  
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 20 年 11 月 19 日（水）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 20 年 11 月 19 日（水）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1  
証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部  
F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 20 年 11 月 19 日（水）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

㈱日本証券クリアリング機構における清算受託契約の解約に係る予告期間の短縮に伴う本所における制度整備について

平成20年10月30日  
証券会員制法人 札幌証券取引所

項目	内容	備考
1. 趣旨	<p>本所の会員のうち、㈱日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）の清算資格を有しないもの（以下「非清算参加者」といいます。）は、他社の清算を行う資格を有するもの（以下「他社清算参加者」といいます。）との間で、クリアリング機構が定める清算受託契約を締結し、本所における売買の清算を委託する必要があります。</p> <p>今般、クリアリング機構において、他社清算参加者からの申し出による清算受託契約の解約について、一定の条件を予め定めている場合で当該条件に合致したときは、解約申し出の翌日以降にこれを解約することができるとする特例解約の制度を設けることに伴い、本所として所要の制度改正を行うこととします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は、解約しようとする日の1か月以上前までに申し出る必要があります。</li> </ul>
2. 概要 (1) 本所への報告の取扱い  (2) 信用取引の反対売買等の取扱い	<p>非清算参加者は、他社清算参加者より特例解約の申し出を受けた場合には、直ちに本所に報告することとします。なお、この報告は、特例解約の前日までに行わなければならないこととします。</p> <p>非清算参加者は、清算受託契約が特例解約された場合においても、本所の承認を受けて、他社清算参加者に対し、信用取引の反対売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託を行えることとします。ただし、清算受託契約に予め定める期間に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は、遅滞なく報告することとなっています。</li> <li>・現在は、以下の取引の未決済勘定の解消に係るもののみ委託を行えます。</li> <li>・発行日決済取引の対当売買</li> </ul>
3. 実施時期	本年12月の実施を目途とします。	

以上